

- 対象地域
広島県山県郡北広島町
(西中国山地国定公園)
- 設立日:H16.11.7
- 構成員数:31人
- 全体構想作成日:H18.3.31
- 実施計画作成日:H18.10.30
(R4.3月現在)

やわたしつげんしぜんさいせいきょうぎかい

八幡湿原自然再生協議会

再生
目標

「命の環 つなげる」をキャッチフレーズに、牧草地造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系を再生する。

【事務局】

730-8511
広島市中区基町10-52
広島県自然環境課
野生生物グループ内
電話:082-513-2933



本地域は、広島県の北西部に位置し、1,000m級の山に囲まれた標高800mの盆地です。また、ヌマガヤーマアザミ群集に代表される中間湿原が点在し、自生のものとしては貴重なカキツバタが生育しています。

しかし、牧場化に伴う排水施設や道路の整備が原因と思われる湿原の乾燥化により、周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、希少種の生育環境が悪化しています。このため、自然生態系の保全・再生のための計画を作成、湿原環境の再生に向けた取り組みを進めています。

活動報告

八幡湿原自然再生協議会が果たしてきた役割と、これから 【報告者】 白川 勝信

霧ヶ谷湿原が注目されるようになってから20年が経ち、霧ヶ谷の景観や生態系は大きく変化しました。また同時に、霧ヶ谷湿原に接する私たち人間側の社会情勢は変化し、それに伴って霧ヶ谷湿原に期待される役割や、将来像も変化してきました。本稿では、霧ヶ谷湿原そのものではなく、自然再生協議会に着目して現状と課題を整理してみたいと思います。

霧ヶ谷における再生事業のきっかけは、2002年9月に西中国山地自然史研究会が開催したワークショップでした。翌2003年7月には、広島県が「臥竜山麓自然再生協議会」を開催しています。さらに翌2004年11月には、自然再生推進法に基づいて、公募委員も含めた協議会を設置し「八幡湿原自然再生事業」が始まりました。自然再生推進法が制定されたのが2002年12月ですから、広島県の非常に早い対応に驚きました。自然再生推進法がそれまでの公共事業と異なる点は、事業の構想段階で地域住民、NPO、専門家、土地所有者など、いわゆる「市民」が事業の立案から実施の段階にまで主体として参画することです。それぞれが主体的に関わることで、事業は「行政任せ」あるいは「民間任せ」にならず、行政が実施する事業にも、民間が実施する事業にも、すべての関係者の意見が盛り込まれることとなります。

霧ヶ谷湿原では、広島県が担った河川の改修、導水路の施設、木道の設置などの公共事業、日本山岳会広島支部や西中国山地自然史研究会が実施している管理やモニタリング事業など、様々な事業が協議会の総意として実施されてきました。協議会での議論に基づき、その時点での最適解をもとに事業を推進することで、多様な視点を取り込んだ事業を推進できますが、課題もあります。

ひとつ目の課題は、協議会の規模によるものです。大勢が参加する協議会であるため、合意に達するまでに時間がかかるという点です。この課題に対応すべく、協議会では「部会」を設置し、一定の権限を部会に委譲して運営してきました。ただ、全体構想の更新など、大きな議題については協議会全体での議論が欠かせません。メーリングリストや意見照会など、方法はいくつもありますが、議

論を進め、結論まで導くためには、牽引するファシリテーターの役割が重要です。発足当時には一般的ではなかった「ワークショップ」の方法を取り入れることも一つの方法かもしれません。

もうひとつの課題は、協議会構成員に起因するものです。協議会構成員の入れ替わりが無いままに協議会が続けられることで、新たな視点や新しい視点が入りにくいという課題があります。議論をより開かれたものにして、次世代に求められる意義や価値について、議論の俎上に載せていく必要があると思います。一方で、現在の全体構想や実施計画は2006年の状況をもとに、当時の協議会で合意されたものです。今は新たな委員も多く、霧ヶ谷を取り巻く状況や求められるものも変わってきました。現在の協議会構成員で、全体構想や実施計画をアップデートする必要があると考えます。

事業開始から20年が経ち、状況はずいぶん変わりました。一番の収穫は霧ヶ谷湿原の生態系が再生され、様々な活動が行われていることですが、協議会による20年間の議論の蓄積もまた、大きな財産だと思っています。今後の維持管理の段階でも、自然再生事業の枠組みが大きな役割を果たすと期待します。



第2回八幡湿原自然再生協議会(2005.2.13)